

ケアプランセンターしかおい社協運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人鹿追町社会福祉協議会が開設する居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業及び指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「要介護状態等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援及び指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（以下「居宅介護支援事業等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療介護サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアプランセンターしかおい社協
- (2) 所在地 河東郡鹿追町東町4丁目2番地1（鹿追町トリムセンター内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務職員）
管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る整理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書の作成及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整など、居宅介護支援事業等サービスの提供及び市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 電話等により、緊急時等の連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制
事業所内に相談スペースを整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

- (2) 課題分析票の種類
利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「MDS－HC方式」等とする。
- (3) 介護サービス計画の作成
- (4) サービス担当者会議
介護サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。
- (5) 居宅訪問
居宅サービス計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
- (6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容)

第7条 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談体制
事業所内に相談スペースを整備し、利用者からの相談に適切に対応する。
- (2) 課題分析
利用者及び家族との面談により、生活機能低下の背景及び原因を分析し、支援すべき総合的な課題を把握する。
- (3) 介護予防サービス・支援計画の作成
- (4) サービス担当者会議
介護予防サービス・支援計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を開催する。
- (5) 居宅訪問
介護予防サービス・支援計画作成に当たり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成後においても、介護予防サービス・支援計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
- (6) その他、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(費用等)

第8条 指定居宅介護支援等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援等が法定代理受領サービスである時は無料とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、鹿追町の全域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業の実施にあたり、事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族等に事故の状況を連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故の状況及びその事故に対する処置等について、記録を行うものとする。

- 3 利用者に対して、指定居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第11条 事業所は、指定居宅介護事業等の提供に係る利用者及び家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の別件の提出、もしくは提示の求め又は当該市町村の従事者からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は提供した指定居宅介護支援等に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための指針の整備
 - (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、介護支援専門員に周知徹底を図る
 - (4) 上記(1)～(3)までを適切に実施するための担当者を置く
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第13条 事業所は、事業所内において感染症が発症し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所内における感染症の予防及びまん延の防止のための委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 事業所は、感染症又は自然災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援事業等の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人鹿追町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。